

# 埼玉県行政文書から見る県立医学校

—開校から廃校まで—

久保田 友子

はじめに

毎日のようにテレビや新聞などで、医師不足、医療の地域格差などの医療問題が取り上げられる現在、医療問題は我々に密接した大きな社会問題となっている。しかし、医療に関する問題を抱えているのは現代の日本だけではなかった。

鎖国を行っていた江戸期から明治維新を迎えた日本はあらゆる分野で近代化を推し進めていた。それは、医療の世界においても例外ではなかった。近代西洋医学の導入こそ、明治の日本が抱える急務の問題だったのである。しかし、江戸時代での医学の主流は漢方医学であった。そのため、明治初期の日本では、西洋医学を学んだ医師は少なかった。医師がいなければ、西洋医学は広まらない。まず取り組むべき課題の一つに医師の養成があげられていた。

明治元（一八六八）年に政府は西洋医学を採用することを明確にした。明治二年には、ドイツ医学を採用することとし、明治五年には文部省に医務課を設けた。さらに、明治七年には医制を發布する。医制では医師開業制度を設ける、医薬分業制度を確立するなどが掲げられ、

現代にも続く近代医療制度の基礎となるものであった。その中には、西洋医学を学ぶ為の医学教育を確立することも盛り込まれた。医制と、明治五年に制定され近代学校教育制度の基礎となった学制を元に、日本の医学教育は進んでいくこととなる。

国が西洋医学教育確立に動く中で、埼玉県は明治八年浦和に医学校を設置することを決める。しかし、埼玉県の医学校は明治九年の開校からわずか三年余りで廃校となってしまう。そのため、埼玉県に医学校があつたことを現在知る人は少ない。短期間で廃校となった医学校とはどのようなものであつたのだろうか。

本稿では、埼玉県立文書館で所蔵する行政文書を中心に、医学校の開校から廃校までを追ってみたいと思う。

## 一 医学校の開校

埼玉県が本格的に近代医療制度の確立に取り組み始めたのは、医制が發布された翌年の明治八年のことである。まず、明治八年三月五日に病院を設置する旨の布達を出し、その中で医生に医業の方向を示す

という考えを示した。そして、その考えを具体的に規則として取り決めたのが【資料二】の「医事仮規則」(明治八年埼玉県達第二六号)である。

【資料二】

第廿六号

医事に付而ハ、是迄再三相達候通、實に一日も等閑致置可らず候、依而不日一般の規則勅設頒敷可致候へ共、差向別紙之通假に規則を施設候条、是に準拠し速に共同従事可致、此段相達候也

明治八年三月廿二日 埼玉県権令白根多助

各区

正副区長

一 浦和駅に医館を設置、医長并副両三名を置き、専ら管内の医事を督せしめ医学生徒を養成せしむ

但、患者来て診察を請ふときハ之を許す

一 医学生徒を募集し、先づ中学に入れ予科を講習せしめ、予科概成の上本科を修せしむ

一 毎区便宜の地に於て医学講習所を設、医業の者連月時日を定め此に会同し学科治術を講究す、其会長ハ医監之に任す

但、追而一般の規則頒敷迄ハ適宜講習法を設、其段官庁に届出

可し

一 毎区医監耆員を置、区内の医事を監せしむ、尤其区に於て學術徳望ある者を選択し、官庁より之を命す

一 医監ハ連月時日を定め医館に出頭し、学科を講論し、治術を研磨せしむ、其他万端医長に商議す可し

一 医業の者ハ連年必らず両度の試験を経、新に開業する者ハ臨時受験せしむ

一 是迄開業致候者更に開業願出しむ、尤免状ハ追而試験之上授与す、先づ夫迄ハ依旧施術せしむ

一 医師患者を治療せハ、別紙(繼)雖形に準拠し、必らず医案を具し、毎月末これを医監に出し、医監これを医長に正し、其可否を判す

(後略)

(埼玉県行政文書明一八五―二六)

この規則はまだ仮の状態ではあったが、県内の医師や行われる医療行為を県レベルで把握していこうとしているのがわかる。医学生徒を養成する医館を浦和に設置し、医師は各行政区に設けられる医学講習所で、常に医学を学ぶことなどが決められた。また、開業するには試験を受けることも義務付けられた。患者を治療した場合には医案を提出しなければならなかった。医案は今で言うカルテのようなものである。埼玉県の医療に関する考え方が明確に示されたと言つてよいだろう。翌日の二十三日には、医学学校の職員の職掌や学科を定めた「埼玉



写真 県立医学学校碑

県立学規」も布達された。

「埼玉県立学規」<sup>(2)</sup>では、師範学校、中学校、医学学校を総称して、埼玉県立学校と称すると明記されている。

当初は三校同じ場所であった。中仙道沿いにあり、現在は東和銀行となつていて、敷地内には碑が立っている。

(写真)

こうして、医学校の場所や学科などは定まった。しかし、医学校開校までには多額の経費が必要であった。そのため、県は国に対して【資料二】のような伺いを出している。

### 【資料二】

医学保護金之儀ニ付伺

当県管内医館設立学業為致研究度、其費用ノ如キ医生ハ勿論按摩・産婆・牛馬医、其他売薬薬舗等其責ヲ受候ハ当然ニモ可有之、御允許之上別紙規則書之通致施行、往々官民ヲシテ尽ク仁術ニ浴セシメ候様致度、右尅通相添何分ノ御指揮相伺候也

埼玉県行政文書から見る県立医学学校（久保田）

明治八年五月廿三日

埼玉県権令白根多助

内務卿大久保利通殿

(後略)

(埼玉県行政文書明一八四三―七七)

文中に記されている「別紙」には具体的に免状がないと開業出来ないこと、医業の者は二十五銭、牛馬医は十銭を「医学保護金」として月々負担することなどがしるされている。また【資料二】では「按摩・産婆・牛馬医、其他売薬薬舗等」も医学校を維持するための「医学保護金」を支払う責任があると述べている。牛馬医にまで費用の負担を課していることから、医学校の設立に力を入れ、急いでいたことが窺われる。また、各区医員から納金の願いを受け、資金集めもしている。

明治八年十二月になると【資料三】にあるように、医学生徒の募集を行っている。

### 【資料三】

甲第五拾四号

各区正副区長  
同 学区取締  
各村正副戸長

衛生ノ事項ニ付、兼テ布達之趣モ有之候処、此度坪井為春ヲ聘シ医学校ヲ県立学校中ニ開キ、県費生徒五十名ヲ限り入学差許候条、各区該学志願之者ハ左ノ規則ニ準拠シ、明治九年一月七日迄ニ書面ヲ以テ、本庁ニ可申出、此旨広告候事

明治八年十二月四日

埼玉県権令白根多助

(入学規則は略)

(埼玉県行政文書明一八四三一一〇〇)

公費による生徒募集であつたが、募集人数は一度では満たされず、再三生徒の募集をしている。【資料三】に記載のある「坪井為春」は旧薩摩藩奥医師や幕府医学所教授などを歴任し、医学校に教頭として呼ばれた人物である。後に校長となり、医学校廃校後は埼玉県立病院院長を務めることとなる。

こうして、明治九年一月十八日に医学校は開校となる。まだ生徒の再募集を行っている最中であり、志願者は当日学校に来るよう通達<sup>(4)</sup>が出される中での開校であつた。この時点で医学校は全国的に官立二校、公立四校、私立三校があるのみであつた。埼玉県医学校は公立で五校目となる。明治八年三月に公布された「[資料一]」から明治九年一月の開校まで十ヶ月ほどしか経っていない。開校の状況から見ても、医学校の設立をかなり急いでいたことがわかる。

## 二 医学校の設備の充実

明治九年四月、文部省へ「埼玉県医学校開業伺」<sup>(5)</sup>が提出され、五月には許可される。文部省へ提出した「埼玉県医学校開業伺」には教則や教員の履歴が添付されている。前記した「坪井為春」の履歴書も含まれている。教則によると生徒は正則生と変則生に分けられていた。

正則生は年齢十四歳から十六歳の者で、修業年限は五年。変則生は年齢十七歳から三十歳の者で、修業年限は三年となっている。他にも正則生は洋書で、変則生は訳書で授業を受けることなど学ぶ科目や校則、寮則等が定められている。寮則では起床は午前六時、就寝は午後十時など生活の細部にわたって決められている。明治九年の入学生徒は正則生二十八名、変則生三十六名の計六十四名<sup>(6)</sup>であつた。この後、三年で廃校となる医学校の卒業生は修業年限から察するに、すべて変則生であつたと思われる。

医学校の開校までかなり急いだ様子がわかつたが、開校後も設備の整備を次々と行っている。まず、明治九年四月に患者を診察する衛生局(医局)を設置している。校内に病院の機能をもたせることは、学生に直に医療の現場を体験させる機会を与える目的も持っていた。十月になるとすぐ近くではあるが、師範学校等から分離して新しい場所へと移転する。新たな場所は前の場所から三五〇mほどしか離れておらず、現在の岸町公民館の付近である。移転後、まもなく十二月に薬局を設置する。薬局では薬代を払うのが困難な者は、区戸長の認証があれば無料<sup>(7)</sup>となつた。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校としていたのを、明治十一年九月に個々の学校として分離する布達<sup>(8)</sup>が

出される。これで、名実ともに単独の県立医学校となつたわけである。この翌月の十月には解剖教室を設置、明治十二年五月から六月にかけて入院患者の病室の設置、診察所の新築（資料四）と次々に設備の充實をはかることになつていた。

#### 【資料四】

明治十二年五月八日

県立医学校

学務課

診察所新築之儀ニ付伺

一平屋建 一棟

此費概算金五百九拾八円六拾弍錢五厘

右ハ本校内薬室診察所是迄之処ハ何分狹隘且間取も不足ニシテ、治術上差支之場合も有之ニ付、此度本校玄関南之方、明キ地江別紙図面之通り御建築相成度、積書相添、此段相伺候也

但、建築費之儀ハ薬室純益金ヲ以テ支出候様致度候、尤御裁可之上者建設方ハ租税課第三分掌へ依頼致シ可然哉、此段併テ相伺候也

（図面・概算内訳略）

（埼玉県行政文書明一八五二―四九）

埼玉県行政文書から見る県立医学校（久保田）

この診察所はおそらく増築であつたと思われる。確かにこれらの設備がすべて揃つていたのならば、医学校としての設備としては十分なものであつたであろう。しかし、すべての設備が揃つたかは疑問である。なぜなら、【資料四】の診察所の新築伺いから約二ヶ月後の七月に、県会において医学校の廃止が決議されてしまうからである。

#### 三 医学校の廃止

医学校の開校から設備の充實まで、順調に進んでいたかに思われた。しかし、医学校は廃止すべしとの意見が出てきてしまう。直前まで診察所を新築しようとしていたのである。医学校側は多額の予算案であつたため、否決されることはあつても、廃校にまで追い込まれるとは考えていなかったであろう。

#### 【資料五】

（前略）

十五番田島源内曰、医学ハ人生必要ノモノニテ其盛衰ハ大ニ人民ノ幸不幸ニ関スレハ、之ヲシテ益々隆盛ナラシムルハ切望ニ堪ヘサルトコロナレトモ、今退テ熟ヲ本県医学校ノ状況ヲ視察スレハ、亦大ニ異議ナキヲ得サルナリ、蓋シ本校ハ其地位管下ノ東隅ニ偏シ、児玉秩父両郡ノ如キハ殆ント二十有余里ノ距離アレハ、郡内若シ病人アルモ之ニ就テ其治療ヲ乞フヲ得ス、ヨシヤ人民カ遠ク病者ヲ携ヘテ此地ニ来ルトスルモ東京ヘハ僅ニ六里ナレハ、寧ロ東京ニ至テ名

医ノ治療ヲ乞フモノアラント信ス、依テ考フレハ本校ハ其名アリテ  
 其実ナキモノナリ、又医学生徒養成ノ一事ハ方今焦眉ノ急ナルカ故  
 ニ、之ヲ本校ニ於テ教授スルヨリモ、寧ロ完全ナル東京大学医学部  
 ニ依頼シテ研究セシムルニ如カス、然ルトキハ其費用モ省ケ生徒ノ  
 進歩モ亦昔日ニ倍蓰セン、依テ本校ヲ閉ンコトヲ望ムナリ

(後略)

(埼玉県行政文書一〇四八―埼玉県通常会日誌十二号)

【資料五】の意見がほぼ医学校の廃止論側の理由であった。主に場所  
 が県内の一方に寄りすぎている、経費の削減にもなり、学生もすでに  
 設備の整った東京大学医学部で学んだ方がよいなどであった。こうし  
 て、翌八月に医学校廃止の通達が出される。附属の病院は残ることが  
 決定し、熊谷駅に分院が新設されることも決まった。<sup>(10)</sup>

医学校廃止の理由の一つに医学校の場所が県内の東隅であることが  
 あげられている。ここまで埼玉県の医学校と述べてきたが、現在の埼  
 玉県域がほぼ決まったのは明治九年八月であり、医学校が開校して間  
 もない頃であった。現在の埼玉県域が決まるまでの詳述は省略するが、  
 明治九年八月に埼玉県と熊谷県(旧入間県分)が合併して、新しい埼  
 玉県誕生となる。実はこの熊谷県にも医学校が存在していたのである。  
 熊谷県では明治九年五月に熊谷県医学校を創設して、医学生の養成に  
 着手していた。しかし、熊谷県は廃止され、埼玉県と群馬県に分割さ  
 れることとなり、医学校は群馬県の前橋へと移されることになった。

本稿では浦和の埼玉県医学校についてのみ述べることとなるが、現在  
 の埼玉県域に一時的ではあったが、医学校が二校あったことは興味深  
 い。しかし、群馬県に移設された医学校も、明治十四年六月に経費が  
 かかりすぎるなどの理由で廃校となっている。<sup>(11)</sup>

医学校廃止の理由として、埼玉県の医学校も経費がかかりすぎるこ  
 とがあげられていた。埼玉県は県民すべてが西洋医学にて治療を受け  
 ることが出来るように、医師の養成を急務としていた。しかし、その  
 ためには更なる医学校の拡張、機器等の欧米からの輸入が必要となっ  
 てくる。<sup>(12)</sup>薬価の収入を期待していたようだが、貧困の者は区戸長の認  
 証があれば薬価等は無料となったので、薬価の収入はそれほど多くは  
 なかったと思われる。

医学校が開校してから理想に向かって次々と設備が整えられていっ  
 たことは、前節でみた通りである。明治十二年五月に診察所の新築に  
 ついて伺いが出されているが【資料四】にあるように、その費用は概  
 算で「金五百九拾八円六拾弍錢五厘」となっている。ここでも「建  
 費之儀ハ薬室純益金ヲ以テ支出候様致度」と薬価収入を見込んでい  
 しかし、明治十二年の医学校側の予算案では県の総支出の二十三%に  
 も及び薬価収入を見込んで十九%強となっていた。<sup>(13)</sup>結局この予算案  
 は否決され、廃校へと追い込まれることになる。多額の経費が医学校  
 にかけられていたことは間違いなく、経費のかけすぎと非難を浴びる  
 ことは理解できる。県の財政難が深刻な状況での初めての県議会であ  
 ったことを考えると、経費のかかりすぎる医学校は議論の対象になり

やすかつたと思われる。

そして、医学校を廃校とする上で一番問題となつたのが、在校生の処遇である。在校生は東京大学医学部へ転学させると決議された。そして、【資料六】にあるように東京大学医学部への学費は公費にて支出することが建議され、可決された。

#### 【資料六】

##### 医学生徒養成之建議

茲ニ通常会ニ於テ本県医学校費ハ民力ノ堪ヘ難キヲ以テ、遂ニ全廢論ニ歸シタリ、然ルニ本県ノ形状ヲ觀ルニ市街村落トモ良医其人ニ乏シ、故ニ医生養成ノ一事ハ実ニ今日欠ク可ラサルモノナリ、已ニ欠ク可ラサルモノトセハ、縦令本校ハ地方經濟上ヨリ全廢論ニ歸シタリトモ医生ヲ養成スルハ、人民衛生上ニ於テ緊要ナリトス、且ツ之ヲ全廢シタルカ為メ在校ノ公費生四十名ハ中途ニテ廢学シ、是迄ノ勉強モ水泡ニ属スルカ如シ、加之将来医生養成ノ路ヲ絶ツニ至ル是誠ニ遺憾ナラスヤ、故ニ該生徒ハ東京大学医学部ノ定期試験ヲ受ケサセ、及第ノ者ハ其人員ノ多寡ヲ論セス地方税ヨリ学資ヲ支給セントス、然リ而シテ之ヲ養成スルノ費用ハ単ニ学資ニ止ルヲ以テ実ニ僅少ノ金額ナリ、此僅少ノ金額ヲ以テ該部ノ学課ヲ卒業セシムルトキハ、學術兼備乃チ其人ニシテ従来開業医師ノ比ニ非サルヘシ、是真ニ經濟其道ヲ得、所謂費ス所ノ金額尠クシテ得ル所ノ利益甚多キ者ト謂ヘシ、今本会ノ決議ヲ取り、予算金額ヲ別紙ニ掲ケ、之ヲ

地方税費目中ニ挿入支出センコトヲ建言仕候也

明治十二年八月十二日

県會議長竹井澹如

埼玉県令白根多助殿

(別紙略)

(埼玉県行政文書明一〇四八―埼玉県通常会日誌第二十九号)

【資料六】の建議がなされる前に、県は東京大学医学部へ四十名の入校が可能か問い合わせている。医学部は試験の上で入学を許可しているが、現今では四十名の入学は難しいであろうとの回答であつた。<sup>(14)</sup>しかし、試験に合格すれば入学は許可されることなので、廃校直後の建議では最大四十名に公費にて学費を支給すると建議されたのであろう。翌年の明治十三年五月に医学生徒養成費の予算が議決される。<sup>(15)</sup>

この時に議決された医学生徒の人数は十人分であつた。在校生の処遇は東京大学医学部への転学と決まりはしたが、公費によつて入学出来る人数は限られていき、転学はスムーズに進んだものではなかつた。東京大学医学部の入学期は五月と十一月の年に二回であつた。明治十三年六月には十一月入学予定の生徒のために、「東京大学医学部入学生徒心得」<sup>(16)</sup>が通達される。医学校に在学していた生徒限定での募集で、願書や履歴書の書き方も記載されていた。しかし、【資料七】によると入学希望の生徒を募るのが少し遅かつたようである。

#### 【資料七】

東京大学医学部へ照会案伺

学第九十九号

本県医学生徒之儀ハ旧県立医学校ニ於テ養成致来候処、昨十二年本校ヲ病院ニ改メ候ニ付、在学之生徒ハ半途廢学場合ニ立至リ候ヨリ、県会ニ於テ右生徒ハ地方税ヲ以テ貴部ニ通学為致候儀ニ決議致候、就而者本年十一月貴部通学生御募集之節、医学生徒十名入学為致候心組ニ而、夫々及通達候ニ付、既ニ県庁マテ書面差出候者有之候、然ル処当十一月医学預科生并医学通学生募集之儀已ニ満員ニ付、今後申込之分御差止之趣、本月廿四日東京日々新聞ニ披閱致候、右之次第ニ相成候而者、本県従来之手続水泡ニ属シ、甚遺憾候間、前陳之情景御推察相成、御試験之上、強而通学御許相成候様致度、此段御依頼旁及御照会候也

明治十三年九月廿七日

埼玉県

東京大学医学部

御中

(埼玉県行政文書明一八四四―九六)

九月二十四日に東京大学医学部は応募者が満員となったために締め切り前ではあるが、応募を打ち切ると新聞にて発表する。埼玉県は県内での募集をまとめて応募する予定であったのであろう。応募を出す前に打ち切られてしまったのである。医学校の生徒から募集を集めた

段階で応募することが出来なくなり、埼玉県としてはかなり困惑したはずである。医学校廢校の事情を配慮して、試験を受けさせて欲しいと懇願している。【資料七】は東京大学医学部への照会のいわば下書きであるが、後半文章の「強而」の二字を消して出すよう訂正されている。「強而」という二字は語気が強すぎると判断されたのであろう。

【資料八】

第四百〇六号

貴県医学生徒ノ儀、県会ニ於テ地方税ヲ以テ本部へ通学之御心組ニ候処、新聞紙上ニ於テ已ニ満員ニ付、今后申込ノ分差止之儀廣告致し候ニ付、是迄ノ手續水泡ニ属シ候間、試験ノ上入学許可云々学第九十九号ヲ以御照会之趣キ致承知候、右ハ御申越之趣キ無余儀候へ共、貴県生徒ニ限り定員外試験入学差許し候テハ他一般ニ差響キ、何分御需ニ応シ兼候、尤来十四年五月募集致し候ニ付、其節不後様御差出可有之、此段及御答候也

明治十三年十月二日

東京大学医学部印

埼玉県御中

(埼玉県行政文書明一八四四―九六)

【資料八】は東京大学医学部からの回答である。埼玉県だけ特別に試験を認めるわけにはいかないと、今回の明治十三年十一月入学の応



募については断られてしまう。次回の明治十四年五月入学の募集の際には、早めに応募して欲しいとの回答であった。生徒達は明治十二年八月の医学部の廃校から一年半以上も、東京大学医学部への転学が出来ない状況となつてしまった。これは、埼玉県にとっては予想外の展開であつたと思われる。

ところで、医学部から東京大学医学部へ入学した者はどのくらいなのであろうか。そこで、明治十四年・十五年に東京大学医学部へ入学願いを提出した生徒について、少し追つてみたいと思う。県の行政文書に残る入学願ひ及び履歴書から生徒達を抜粋してみた。<sup>(17)</sup>

【東京大学医学部への公費による入学願者】

①浅井大吉

明治十二年三月

県立医学校在籍

明治十三年五月

東大医学部入学

明治十三年九月

入学願

明治十三年十一月

学資支給

②小室葛之助

明治十二年三月

県立医学校在籍

明治十四年三月

東大医学部入学照会

明治十四年五月

入学願 学資支給

③山下詮太郎

明治九年二月

県立医学校在籍

明治十四年三月

東大医学部入学照会

埼玉県行政文書から見る県立医学校（久保田）

明治十四年九月

入学願

明治十四年十二月

学資支給

④伊藤真太郎

明治九年二月

県立医学校在籍

明治十四年三月

東大医学部入学照会

明治十四年五月

入学願 学資支給

⑤須田行三

明治九年九月

県立医学校在籍

明治十四年三月

東大医学部入学照会

⑥鈴木理三郎

明治十二年六月

県立医学校在籍

明治十四年三月

東大医学部入学照会

明治十四年十月

東大医学部入学照会

明治十五年三月

東大医学部入学照会

明治十五年五月

入学願

⑦三輪源次郎

明治十二年三月

県立医学校在籍

明治十四年三月

東大医学部入学照会

明治十四年九月

東大医学部入学照会

明治十五年一月

入学願 学資支給

⑧山田種助

明治九年二月

県立医学校在籍

明治十四年三月 東大医学部入学照会  
 明治十四年五月 入学願 学資支給

⑨ 忍田時三郎 明治十一年五月

東大医学部入学  
 県立医学学校在籍せず  
 学資支給伺い  
 明治十五年二月

⑩ 山邨直次郎 明治十年一月

東大医学部入学  
 県立医学学校在籍せず  
 学資支給伺い  
 明治十五年四月

⑪ 鈴木彬郷 明治十五年四月

東大医学部入学  
 県立医学学校在籍せず  
 学資支給伺い  
 明治十五年七月

十一名の生徒をあげてみた。大きく①、②③④⑤⑥⑦⑧、⑨⑩⑪の三つのグループにわけることが出来る。まずは、一つ目の①から見ていくことにする。①の浅井大吉は明治十二年三月から三ヶ月間県立医学学校在籍し、明治十三年五月に東京大学医学部に入学している。埼玉県が「東京大学医学部入学生徒心得」を通過し、入学希望の生徒を募集しているのが明治十三年の六月である。浅井大吉は埼玉県が募集をかける前に、東京大学医学部へ入学したことになる。埼玉県が募集

していた生徒は公費による入学希望者なので、おそらく浅井大吉は自費にて入学したものと思われる。その後、明治十三年九月に公費による入学願を提出し、十一月に学費支給が開始されている。ちょうどこの時期に埼玉県は東京大学医学部から明治十三年十一月分の入学はすでに満員となったので、入学試験の応募は受けられないと断られている。しかし、浅井大吉はすでに入学している者として学費支給が認められたのである。この時期に学費支給願いを提出しているのは、行政文書からは浅井大吉のみしか確認出来ない。一人しかいなかったと断定することは出来ないが、医学校廃止直後に東京大学医学部へ自費にて転学した者は少なかったのではないかと思われる。

次の②から⑧のグループは県が通達した「東京大学医学部入学生徒心得」に沿って志願した生徒達である。県へ東京大学医学部に進学したいと入学照会を出し、認められれば入学試験を受験する。合格すると再び県へ公費による入学の願いを出す。そして、学費等の支給がなされる。というのが、基本の流れのようである。複数入学照会を出している者がいることから(⑥⑦)、受験を希望する度に入学照会を出さなければならなかったことがわかる。また、明治十四年に提出された入学照会に添付されている彼らの履歴書は、作成された日付を見ると、明治十三年九月頃のものほとんどである。これは、応募を断られた明治十三年十一月入学分の受験の際に県へ提出した履歴書そのまま使ったのであろう。在校生たちは明治十二年八月に医学校廃止の通達が出されてから、約一年半以上も待たされていたのである。で

は、この約一年半以上の間、在校生たちはどうしていたのであろうか。彼らの履歴書を見ると、「東京府愛宕下町高谷龍州にて学ぶ」「下熊谷駅埼玉県立病院長大野秋香にて学ぶ」などと記載がある。病院や診療所などの医師に師事し、医学を引き続き学んでいたようである。上記にある「大野秋香」は医学校の教師でもあったので、師事した教師と同じ病院へ移ったものもいた。推測ではあるが、他の在校生も病院や診療所等へ移ったのであろう。東京大学医学部へ最初に生徒の転学について問い合わせた時は四十名であったので、やはり県立医学校から東京大学医学部へ公費にて進学出来た人数は少ないという印象を受けざるをえない。

最後は⑨から⑪のグループである。この三人は明治十五年に学費支給の伺いを出している。履歴書によると、県立医学校在籍したことはない。⑨⑩の二人は県立医学校在籍となる前の明治十一年に東京大学医学部に入学しているので、おそらく自費にて進学したものとと思われる。明治十五年以降は県立医学校在籍したことのない生徒に学費支給がなされるようになる。

このように、在校生の医学校廃止後の処遇に関しては、スムーズに東京大学医学部へ転学出来たとは言えないであろう。しかし、医学校が廃校となっても、医学を学ぶことをあきらめない姿勢を廃校後の生徒達から垣間見ることが出来る。

## おわりに

埼玉県行政文書から見る県立医学校（久保田）

以上、県立医学校の開校から廃校までを、簡単ではあるが追ってみた。西洋医学を埼玉県に少しでも早く取り入れたいとの思いが、医学校の開校を急がせたことはわかった。しかし、開校時のなかなか生徒が集まらないなどの状況を見てみると、少し急ぎ過ぎたのではないかという印象も受けた。開校後に次々と設備を充実させていけば、経費が膨大にかかることは明らかだったはずである。

また、今回東京大学医学部へ転学した生徒についても、少し詳しく見てみた。限られた人数しか転学していないこと、転学が実現するまで時間を要したことなどを改めて実感することが出来た。やはり学校が廃校となり、一番考慮すべきなのは生徒のことであると考えさせられた。

医学校廃校後に残った病院機能も、明治十四年に熊谷の分院が、明治二十三年に浦和の本院が廃止となっている。こうして、埼玉県に医学校があつたことはあまり知られなくなっていったのである。しかし、卒業生の中には浦和で開業した者もあり、短い期間ではあつたが、医学校は埼玉県の近代医療の発展を語る上で、欠くことの出来ない存在であると言える。

これまでも何度か述べたが、医学校が存在したことは残念ながら一般的にはあまり知られていない。明治時代の初め、埼玉県の近代医療の発展のために医学校が設立されたことを、少しでも多くの県民に知っていただきたいと願いつつ本稿を終えたいと思う。

註

(1) 「医院開院布達」

第十号号

医師之義ハ人身之存亡に関し、不容易事業に候処、間にハ無学無術之徒も有之、妄に貴重之性命を弄ぶ、実に駭歎之至なり、方今文化隆盛之折柄其弊害速に一洗せざる可らず、依て今般医院を置き、目今之医生をして医業之方向を知しめ、其子弟をして医学に従事せしむ可し、其費用の如きハ管内之医生ハ勿論按摩・産婆・牛馬医、其他一切売薬之者少しく其責を受ざる可らず、追て一般着手之方法も可相達候間、区长取締能く其義を締認し、人民をして尽く仁術に浴せしむ可し、此旨兼て相達置候也

明治八年三月五日

埼玉県権令白根多助

各区

正副区长

学区取締

(埼玉県行政文書明一八五一一二)

(2) 埼玉県行政文書明一八四三―七四

(3) 埼玉県行政文書明一八四三―八八

(4) 埼玉県行政文書明二二六

(5) 埼玉県行政文書明一八四三―一〇五

(6) 『新編埼玉県史 通史編5』(埼玉県 一九八八年) 五三二頁

(7) 埼玉県行政文書明一八四三―一七三

(8) 埼玉県行政文書明一八五二―一三三

(9) 埼玉県行政文書明一八五二―一七二

(10) 埼玉県行政文書明三二二

(11) 『群馬県史 通史編9 近代現代3』(群馬県 一九九〇年) 一一〇頁

(12) 『資料5』の県会日誌の附録を参考資料としてあげる。医学校の費用がなぜ多額となつてしまふのかについて述べたものである。医学校が目指してきたこと、行つてきたことなどが簡潔にまとめられている。

県立医学校費

医師ハ人命ノ係ル所ナレハ、技術ノ中是ヨリ重要ナル者アルコトナシ、故ニ維新以来政府盛ニ医学ヲ開キ、病院ヲ設ケ、府県ノ生徒ヲシテ医学ヲ研究セシム、其規模洵ニ大ナリト云フ可シ、然レトモ内外ニ科ノ生徒定数アルヲ以テ数十年経ルニ非ザレハ、万衆病客ノ需ニ応スヘキ良医ヲ備フルコト能ハス、是ヲ以テ本県ニ於テ、明治九年一月県立医学校ヲ創始シ、正変ニ則テ設ケテ、生徒六拾四名ヲ入学セシム、既ニシテ生徒ノ学稍成リ業漸進ムヲ以テ、傍ラ治術ヲ実施セシメント欲シ、十年十二月薬室ヲ校内ニ設ケ臨床医学ニ供セシム、以来治ヲ乞フ者日ニ増シ、月ニ加ハリテ男女五千五百四人ニ至レリ、其中起死回生ノ續ヲ奏セシ者モ亦少カラス、近頃病室ヲ開キ、患者ノ入宿ヲ許シテ之ヲ治療セシメ、其中貧困ナル者ニハ医薬食料ヲ給セントス、是ノ如クナルカ故ニ、生徒ノ講習ト治療ノ方法稍其端緒ヲ得ルニ至ル、且夫レ生徒養成ノ如キハ、開校以来変則学科ヲ卒へ、官ノ准許ヲ受ケ、業ヲ各地ニ開ク者十七名アリ、其他ノ生員モ亦皆漸次卒業シ、各業ヲ開クニ至ルヘシ、抑東京ハ盛大ノ医学校アリ、開業ノ国手モ亦其人ニ乏シカラスト雖今ヤ県下ノ開業医員六百九人ニ過キス、其生命ヲ托スヘキモノ無キニ非ラサレトモ、人民ノ多クシテ疾病ノ行ハル、ニ当リ、或ハ良医ノ診察ヲ受クルコトヲ得スシテ其命ヲ亡フ者アルニ至ラシメハ、

豈惨然ナラサランヤ、且聞ク医員ノ制ハ人口五百ニシテ一人ヲ配置スルニ非サレハ、其治療ヲ施スコト難シト、夫レ県下ノ人口概九十余方アリ、即試ニ五百人ニ一医ヲ配置スルトセハ、千八百人ノ医ナカルコトラス、然ルニ其数僅ニ三分ノ一ニ過キス、是本校ヲ拡張スルコト片時モ忽セニスル可カラサル所以ナリ、而シテ其費用ニ至リテハ本校ノ学科高尚ナルカ故ニ、書器薬料等遠ク欧米諸洲ヨリ購求セサルヲ得ス、教師ヲ聘スルモ亦国手名流ニ非サレハ、其任ニ堪フルコト能ハス、凡ス諸項ハ従来県税ヲ以テ支弁セリト雖新法ノ施行ニ就テハ、明治十二年度ヨリ地方税ニ継続シ、之ニ薬価ノ収入ヲ併テ支弁セント欲スルナリ

(埼玉県行政文書明一〇四八―埼玉県通常会日誌第十二号)

- (13) 『埼玉県教育史 第三卷』(埼玉県教育委員会 一九七〇年) 四八七頁
- (14) 埼玉県行政文書明一八四四―二〇五
- (15) 埼玉県行政文書明三五五―埼玉県通常会日誌第十一号
- (16) 埼玉県行政文書明一八四四―九一
- (17) 埼玉県行政文書明一八四四

#### 参考文献

『埼玉県医学校と日習堂蘭学塾』 仲田一信著

(浦和市尾間木史蹟保存会 一九七二年)

『浦和市史 通史編3』(浦和市 一九九〇年)

『埼玉県医師会史 第一部戦前編』(埼玉県医師会 一九六七年)

『物語浦和市医師会史』(浦和市医師会 一九七一年)

『埼玉県行政史 第一卷』(埼玉県 一九八九年)

埼玉県行政文書から見る県立医学校(久保田)